

学校における いじめ防止プログラム

～いじめによる犠牲者を出さないために～



高崎市「子ども都市宣言」ポスターより

令和5年10月

高崎市教育委員会

「学校におけるいじめ防止プログラム」の改訂にあたり、教職員の皆様へ

高崎市教育委員会 教育長 小林 良江

「学校におけるいじめ防止プログラム」は飯野 眞幸 前高崎市教育委員会教育長により平成24年に作成されました。

高崎市では、飯野前教育長の着任後、いじめの防止に向けた取組に力を入れ、いじめ防止担当教諭の任命や子ども主体のいじめ防止に向けた取組の推進等先進的な取組を進めてきています。各学校では学校独自のいじめ防止プログラムを作成し、いじめの防止に向けた様々な取組を意図的に関連付けながら実施していただいていることと思います。

飯野前教育長はいじめに関する研究に長く携わっていらっしゃいました。その成果が高く評価されていたことは、いじめの防止について取り上げた論文で読売教育賞最優秀賞を受賞されたことや独立行政法人教職員支援機構で生徒指導に関する講義の講師を務められていたことからわかります。

「学校におけるいじめ防止プログラム」が完成した翌年には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。法の施行から10年が経ち、いじめの正確な認知や対応について浸透してきた一方で、社会情勢や生活様式の変化により、子どもたちを取り巻く状況やいじめの態様は日々変化してきています。折しも令和4年には「生徒指導提要」が改訂されました。

飯野前教育長が「学校におけるいじめ防止プログラム」のあとがきの中で述べられたとおり、プログラムの内容も、先生方を始めとするいじめの問題に関わる方々の認識や知識も、バージョンアップしていく必要があります。

この「学校におけるいじめ防止プログラム改訂版」は、「学校におけるいじめ防止プログラム」をベースに、いじめ防止対策推進法の施行等この10年間の社会の変化を反映した内容に更新しました。

経験年数の浅い先生方には、いじめの防止に向けた基本的な知識を、ある程度経験を積まれた先生方には、最新の情報と新たな取組へのヒントをお伝えするものになっています。今後も定期的に見直しと改訂を行っていくことで、いじめの防止に向けた取組の指針となるものにしていければと思います。

このプログラムを各学校におけるいじめの防止に向けた取組の参考としていただくことで、いじめで悩み苦しむ被害者や加害者が一人も出なくなることを願っています。

学校におけるいじめ防止プログラム 目次

I	いじめ問題の現状	
1	いじめの状況と態様	P.1
2	児童生徒の自殺	P.3
II	いじめの防止の法的根拠	
3	いじめの定義	P.4
4	いじめ防止対策推進法	P.5
5	いじめ対応の留意点	P.7
III	いじめの防止に向けて	
6	いじめの構図	P.8
7	いじめの防止のための視点	P.9
8	いじめの防止に向けて学校ができること	P.10
9	家庭や社会が学校と連携してできること	P.11
10	高崎市独自の取組	P.12
11	校長による「いじめ根絶宣言」といじめ対応方針の説明	P.14
IV	「いじめ防止プログラム」年間指導計画及び取組例	
12	「いじめ防止プログラム」年間指導計画（モデルプラン）	P.15
13	授業等における取組例	P.16
14	インターネットやSNSによるいじめの防止のための取組例	P.17
15	小・中・高の簡易単元指導計画	P.18
V	いじめの防止に向けた各学校における実践例	
	学校における実践例 1～7	P.22

1 いじめの状況と態様

いじめについては認知件数の増減に注意を払うことも必要であるが、その傾向を掴み、未然防止に役立てることが重要である。

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの件数は小学校を中心に増加傾向にある(図1)。これは、ささいないじめが重大な事態へと発展しないように初期段階から積極的に認知する考え方が浸透してきているためと考えられる。

いじめの態様として最も割合が高いのは「ひやかし、からかい、悪口」、2番目が「軽くぶつかられる、たたかれる」である。これに、小学校は「仲間はずれ、集団無視」、中学校は「パソコンや携帯電話等によるひぼう・中傷」が続く(図2)。

図1 いじめの認知件及び解消状況の推移

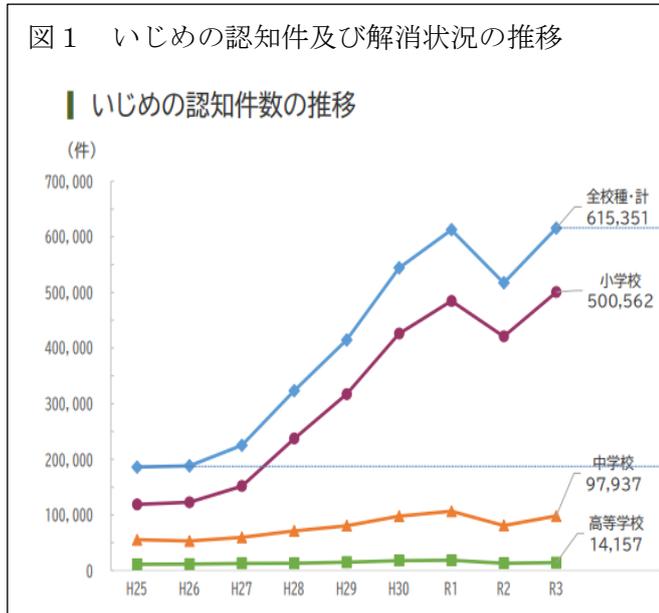
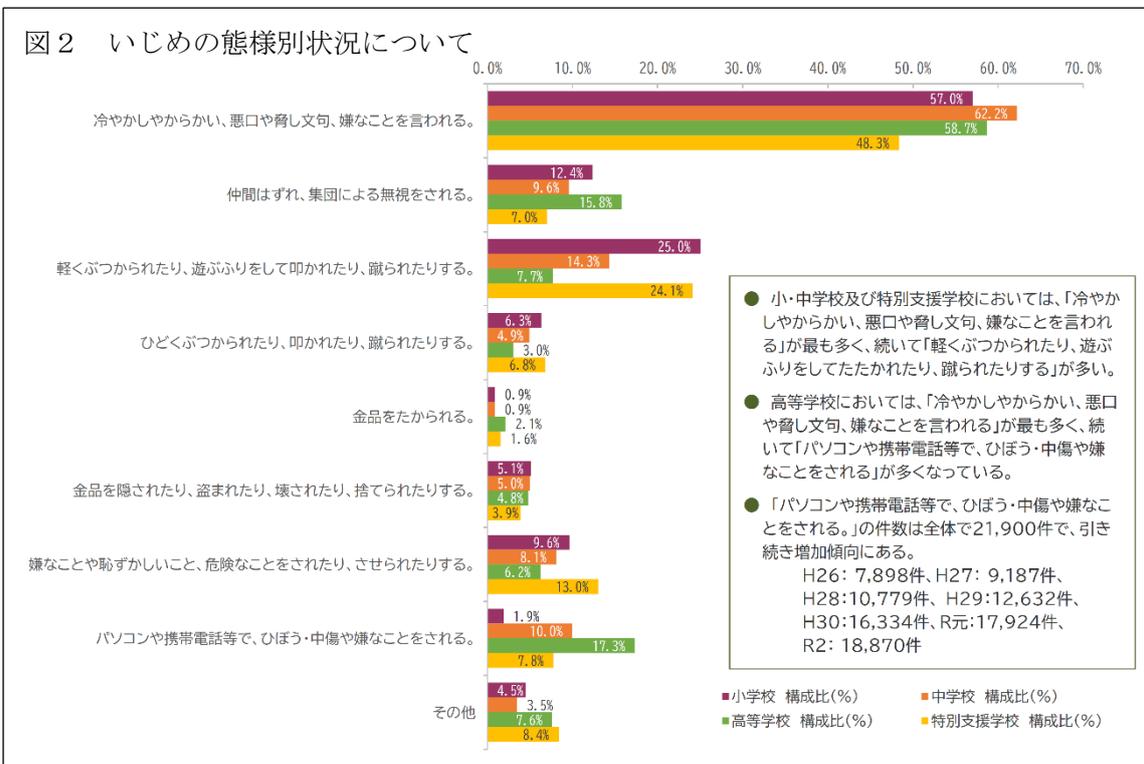


図2 いじめの態様別状況について



*特に注のない限り、数値や図表は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省 令和4年実施)」に依ります。

この「パソコンや携帯電話等によるひぼう・中傷」、いわゆる「ネットいじめ」の増加が近年は顕著であり、令和3年度には全校種の合計で2万件を超え、令和4年度には、2万4千件に迫っている。

本調査の調査項目としては「パソコンや携帯電話」であるが、所持年齢が低下しているスマートフォンでは、日々新しいアプリが登場し、子どもたちの生活の一部となっている。高崎市では、「子どもにスマホはもたせない」を基本方針としているが、もたせる場合の家庭でのルール作りやトラブルへの対処方法についての保護者啓発や、情報リテラシー、ネチケットなどの指導を学校では行う必要がある。また、教職員がアンテナを高くし、子どもたちが使用する SNS やアプリ、オンラインゲーム等に関する情報を得ていくこともネットいじめの未然防止や対応等に有効である。

いじめの態様は、社会情勢に合わせて変化する。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した時期には、医療従事者や感染者とその家族へのいじめ、マスクの着用や「自粛」に対する同調圧力が懸念された。

また、性的マイノリティへの偏見や差別にも配慮が求められる。調査結果は様々であるが、10%程度の人がいわゆる LGBTQ+であるとも言われている。

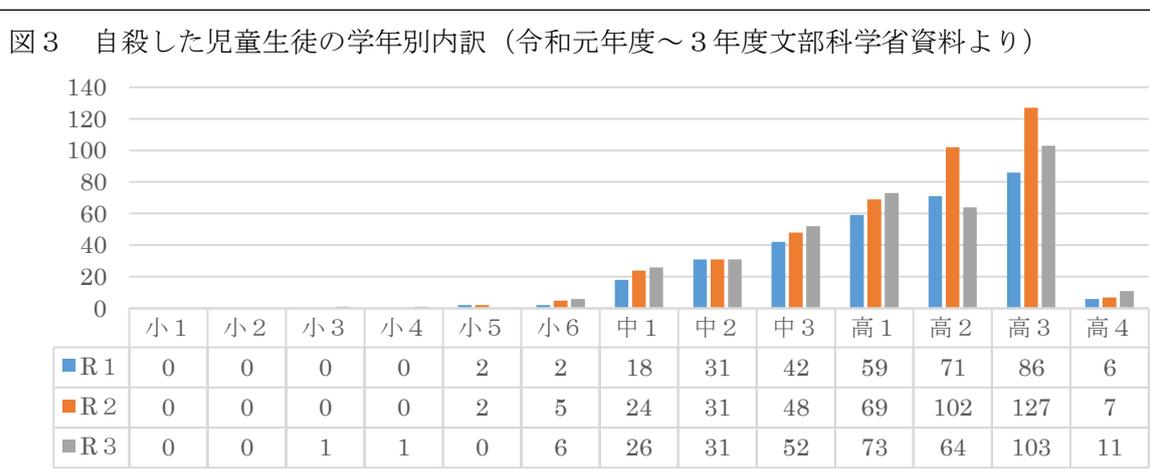
「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年度に改訂された際には、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」と追記された。人権意識の醸成を図る観点からも、まずは教職員が正しい知識と認識を身に付けた上で、子どもの発達段階に応じて、性自認や性的指向も個性の一つと認め合っていけるような知識と態度を育てていきたい。また、服装や髪型等のきまりを見直す、呼称や施設面での配慮を行うなどして、いじめのきっかけとなる要素を取り除く支援も必要な対応である。

いじめの要因の一つに、異質なものを排除したい心理がある。価値観が多様化した現代においては、自他のありのままの考え方や姿、好みを受け入れていける寛容さを育てていくことがいじめの防止に向けた指導の観点になる。

2 児童生徒の自殺

文部科学省の調査によれば、自殺した子どもたちの数は上下を繰り返しながらも増加傾向にある。令和4年には、小・中学生・高校生の自殺者数が514名と過去最多となった（厚生労働省調べ）。また、令和3年度の小・中学生・高校生の自殺者473名のうち、いじめを理由とした自殺者は、中学生4名、高校生2名とされている（文部科学省調べ）。

学年別の統計は直近3年間をまとめた。中学校や高等学校での対策の重要性は言うまでもないが、小学校高学年において命の大切さや悩みの解消法等の指導の強化がより一層重要である。自殺の背景は多岐にわたるが、学校生活に起因するものも少なくない。将来のある子どもたちが自ら命を絶つというような悲劇は大人の責任で何としても防がねばならない。



3 いじめの定義

文部科学省（文部省）による調査における「いじめ」の捉え方

【昭和61年度～平成5年度】

- ①自分より弱いものに対して一方的に、
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、
- ④学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの

【平成6年度～17年度】



学校が確認していない悲惨ないじめ事案の増加

- ①自分より弱いものに対して一方的に、
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③相手が深刻な苦痛を感じているもの

【平成18年度～平成24年度】



「いじめ」は集団の中でだれにでも、いつでも起こり得るものであり、子どもがいじめられていると感じたら、それをいじめと理解する。

（個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。）

- ①一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受け、
- ②精神的な苦痛を感じているもの

【平成25年度～】



「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、以下のとおりに定義が変更。

- ①一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、
 - ②当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
- * 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- * いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

【平成29年度～】



「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂に伴い、以下のとおりに定義が変更。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生してる場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- * けんかはいじめの定義からは除かれていたが、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂により、けんかに係る定義が変更された。

*注は「いじめの防止等のための基本的な方針」による。

4 いじめ防止対策推進法

平成23年10月、滋賀県大津市の市立中学校2年男子生徒が、いじめを理由に自ら命を絶った。当初学校が主体となった調査が行われたが、その不徹底さや市教育委員会の報告不備、隠蔽など様々な問題が浮き彫りとなり、大きな社会問題となった。

大津の事件を始め、全国で深刻化するいじめ問題に対処するために制定されたのが、「いじめ防止対策推進法」である。

いじめ防止対策推進法は全6章35条と附則2条からなる。

第一章では、いじめは、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して認知するという定義の確認(第2条)に始まり、児童生徒のよるいじめの禁止(第4条)、国や地方公共団体、学校や教職員、保護者の責務(第5～9条)等について定めている。学校及び学校の教職員は学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処するとされてる。

第二章では、いじめ防止基本方針の策定について定めている。「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定」は国及び学校に義務づけられており(第11、13条)、高崎市内の各学校では、「いじめ防止基本方針」をホームページで公開している。地方公共団体の策定は努力義務(第12条)だが、群馬県・高崎市とも独自のいじめ防止基本方針を定めている。また、第14条には、「いじめ問題対策連絡協議会」について記されており、高崎市では平成25年に「いじめ防止推進協議会」を設置し、いじめの防止に関係する機関及び団体の連携を図っている(P.12「10 高崎市独自の取組」参照)。

第三章では、いじめの防止や早期発見のための施策(第15、16条)、研修の実施と資質の向上(第18条)等基本的な施策について定められている。第19条では、インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進について定められている。高崎市では、NPO法人への委託事業によりネットパトロールを実施しているが、SNS等インターネットを通じたいじめは閉鎖空間で行われることが多くなっており、その把握に向けては、児童生徒との良好な関係性の構築による情報収集が必要である。

第四章では、いじめの防止等に関する措置について定められている。いじめの防止等のための組織の設置(第22条)、いじめを受けた児童生徒の安全確保(第23条)、懲戒や出席停止等の措置(第25、26条)の他、いじめが犯罪行為に当たる場合や身体への重大な被害がある場合の警察との連携についても定められている。

第五章では、いじめにより生命や財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

と、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態としての対処が必要になることが明記されている。

以下に学校及び教職員に係る条項の要旨を示すので、詳細については、原典を参照されたい。

- 〔第1条〕 目的
- 〔第2条〕 いじめの定義
- 〔第3条〕 基本理念
- 〔第4条〕 いじめの禁止
- 〔第8条〕 学校及び学校の教職員の責務
- 〔第9条〕 保護者の責務
- 〔第11～13条〕 いじめ防止基本方針
- 〔第14条〕 いじめ問題対策連絡協議会
- 〔第15条〕 学校におけるいじめの防止
- 〔第16条〕 いじめの早期発見のための措置
- 〔第17条〕 関連機関との連携
- 〔第18条〕 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- 〔第19条〕 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 〔第22条〕 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 〔第23条〕 いじめに対する措置
- 〔第25条〕 校長及び教員による懲戒
- 〔第26条〕 出席停止制度の適切な運用等
- 〔第27条〕 学校相互間の連携協力体制の整備
- 〔第28、30条〕 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」はすでに制定から10年が経とうとしているが、昨今も「いじめ重大事態に関する国への報告について（令和5年3月）」「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和5年2月）」等、いじめ防止対策推進法の着実な履行を求める通知が文部科学省から発出されており、折に触れてその趣旨を確認する必要性が感じられる。

*二次元コードから、文部科学省ホームページで「いじめ防止対策推進法」を確認できます。



5 いじめ対応の留意点

(1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」について

いじめ防止対策推進法第11条では、いじめの防止等のための対策の基本的な方針の作成について定められている。この条項を受け、国は平成25年に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した(平成29年改定)。この方針では、以下の点に留意する必要がある。

① いじめの定義について

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

② いじめの認知について

- ・ 事実関係の把握やいじめかどうかの判断は組織的に行う。
- ・ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て該当組織に報告・相談する

③ いじめの解消について

いじめの解消の判断に当たっては、少なくとも、以下の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること(目安として3ヵ月)。
- ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(被害児童生徒及び保護者に面談等により確認する)



(2) 「生徒指導提要(改訂版)」について

令和4年、生徒指導提要が改訂された。生徒指導の目的の達成のために、「自己指導力」の獲得を目指し、①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成 の4つの視点から指導に当たると記されている。

また、生徒指導の構造が2軸3類4層に整理され、いじめ防止については、時間軸では「常態的・先行的(プロアクティブ)」、課題性からは「課題未然防止教育」に分類され、すべての児童生徒を対象として実施すべきものであると明示された。

「生徒指導提要(改訂版)」は、「個別の課題に対する生徒指導」として、生徒指導上の諸課題について部立て、具体的に記述されている点に特徴がある。特にいじめについては、最初に章立てられており、喫緊の課題であることが窺える。

* ページ中段の二次元コードから(1)(2)原典を確認できます。

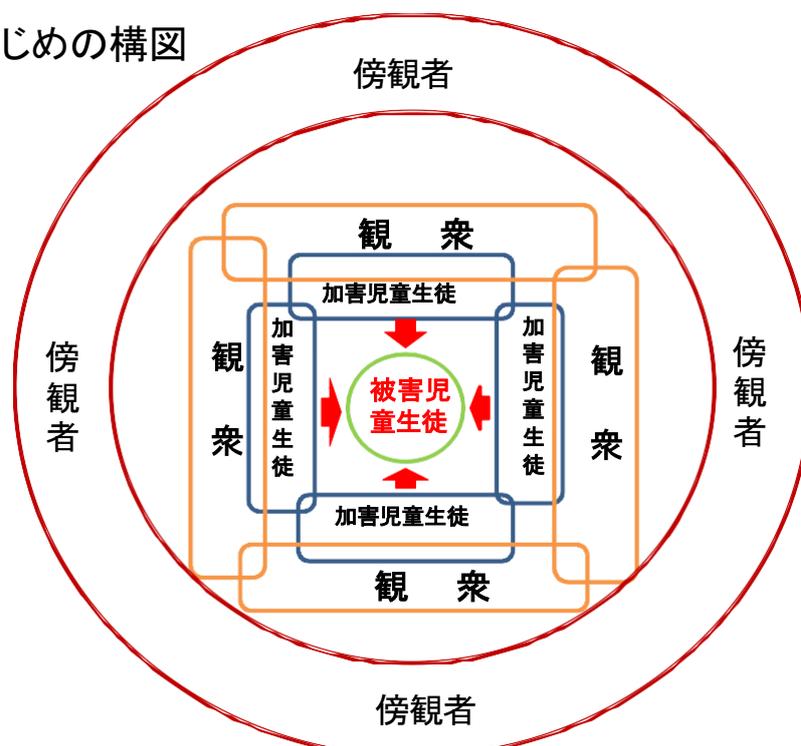
6 いじめの構図

日本、イギリス、オランダ、ノルウェーのいじめの研究者による国際調査（森田洋司監修「いじめの国際比較調査」金子書房 2001 年）によれば、「日本では、他国に比べていじめの発生そのものは少ないが、いったんいじめられるといじめの罠にはまりこんだように、毎週のように、場合によっては週に何度も何度もいじめられ、しかもそれが長く長期にわたって執拗に続く可能性が高い国であると言えよう。また、この傾向は、学年（年齢）の推移によって強まり、学年が高くなるほど『長期頻回型』の被害者の比率が高くなる。また、日本では学年が上がるにつれて学級の中での歯止めがかからなくなる傾向が強く、長期にわたって執拗にいじめられる確率も学年の推移につれて高くなる。このように、いじめの継続期間と頻度の二つの点から見ても、日本のいじめによる被害はきわめて深刻な状況にあることがわかる。」とある。

とりまきや傍観者の中には、いじめを制止したい気持ちはもちながらも、集団からの排除や逆にいじめられること等を恐れて行動に移せない者もいる。とりまきや傍観者を減らすことはいじめの未然防止に確実に貢献する。

そのための取組の一つとして、きちんと自分の考えを主張できる児童生徒の育成は不可欠であり、学校としてもそのための仕掛けを積極的に行う必要がある。新しい学習指導要領では言語活動の充実が謳われているが、問答（対話）形式による双方向の授業や、円座になってお互いの目と目を合わせながら児童生徒が中心となって行われる話し合い活動等を積極的に展開することも効果がある。それとともに学校や社会を構成するメンバーの一員として守るべきルールや結果責任等についても、発達段階に応じ法教育などを通じてより具体的に考えさせていくことも必要である。

いじめの構図



7 いじめの防止のための視点

- ① 学校には、学校管理下において児童生徒の心身の安全を守る責務があること。
- ② いじめの防止に焦点を当てた学校経営は、児童生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力の向上等学校教育目標の実現にも大きく寄与することが期待できること。
さらに、児童生徒はいじめの防止のための指導を通じ、社会のルールを学ぶことにより、健全な精神を持った有為な社会人の育成にも寄与することが期待できること。
- ③ 学校（校長）は、年度当初、いじめの防止に関する考え方や指導計画（「いじめ防止プログラム」（いじめ対応窓口の設置等も含む））を児童生徒、保護者及び地域等に提示する必要があること。
- ④ 「いじめ防止プログラム」の策定にあたっては、管理職（特に学校長）のリーダーシップが不可欠であること。
- ⑤ 「いじめ防止プログラム」では、「点」として行われることが多い校長や社会人講師等による講話、学級活動、教科、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」、特別活動等によるいじめに関わる指導を、学校全体としての「線」の取組にバージョンアップすることが急務であること。
- ⑥ 生涯にわたって望ましい人権感覚を育むという視点にたち、いじめの内容や問題等について発達の段階を踏まえ、心に残る指導の展開が重要であること。
- ⑦ 学校は、「いじめは、いじめる側が悪い」というスタンスに立つこと。
- ⑧ 学校は、「いじめを絶対許さない、万一いじめられた場合には、とことん守り抜く」というメッセージの発信を繰り返し行うこと。
- ⑨ 多くのいじめが、休み時間、昼休み、放課後等教職員がいない場面で発生していることを踏まえた職員の配置態勢や、心和む校内環境整備等についても配慮が必要であること。
- ⑩ いじめ防止は、他者の存在を認め、互いを信頼し合い、協力し合ってよりよい学校（社会）をつくることをアピールした取組であり、児童生徒を指導する立場にある教職員間のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の不適切な言動はもとより、児童生徒への暴言や体罰等はそれに大きく矛盾した行為であること。
- ⑪ いじめの防止は教職員だけでは完結しないこと。学校の構成員でもある児童生徒と一体となった取組が不可欠であること。
- ⑫ いじめのない楽しい学校づくりのために児童生徒自らがその重要性に気づき、考え、実行できるような場面（しかけ）を多く提供すること。
- ⑬ 児童会や生徒会の活性化及びリーダーの養成が重要であること。
- ⑭ いじめの防止は学校だけでは完結しないこと。保護者、地域、関係団体、関係機関等との協働が不可欠であること。とりわけ、保護者の協力は最重要であり、加害、被害を問わず、丁寧な対応が求められること。

8 いじめの防止に向けて学校ができること

これまで全国で発生したいじめに関わる大きな問題を調査して感じるのは、各学校でもっている「いじめ対応マニュアル」が有効に機能していないということである。特に、いじめの未然防止に関わる指導には単発的なものが多く、組織を挙げた対応になっていない傾向がある。前述したが、「いじめ」の未然防止を切り口とした学校経営は、生徒指導の充実のみならず学力向上等学校教育目標の達成に有効である。これまで、「点」として行われることの多かったいじめ防止指導を「線」につなげるための取組が不可欠である。

校長	学級経営	各教科	特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	その他
☆学校としていじめを絶対許さない、いじめられた場合にはとことん守り抜く決意の表明	☆児童生徒の変化を見逃さない研ぎ澄まされた感覚（心眼）の保持 ☆児童生徒の実態を踏まえたねらいや内容、関連性のある年間指導計画の工夫 ☆学級経営、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の間の相互の関連を図った指導の工夫					
☆自校版いじめ防止プログラムの策定・実施	☆児童生徒及び保護者との信頼関係の構築	☆きめ細かな学習指導（分かる授業）の展開	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）体験を生かした指導においては、心の揺れや葛藤等児童生徒の心の動きにも焦点を当てた展開の工夫	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）自己の生き方を考えさせ、現在と将来を見通した活動の展開	☆児童生徒や保護者の声も踏まえた学校行事の見直し・充実	☆「特色（魅力）ある学校づくり」の推進
☆ポスター、リーフレットの作成・掲示や保護者宛通知の作成	☆明るい雰囲気や包まれた学級経営	☆クラス間、学年間、分掌間の指導情報の共有及び連携	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）児童生徒が自らの課題と認識できるような発問の工夫を含め展開事例や指導方法の工夫	☆（いじめを防止する観点もふまえ）他者と社会とのかかわりに関する視点を重視する活動の展開	☆児童生徒の主体性を活かした学校行事の運営	☆発達障害等校内研修の充実・工夫
☆組織としていじめ防止に取り組む態勢の構築 （=組織マネジメント）	☆何でも相談できる雰囲気醸成（教育相談の工夫）	☆各教科と「特別の教科道徳」、「総合的な学習の時間」及び特別活動等との連携の強化	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆体験活動の重視	☆「児童の権利に関する条約」等を踏まえた人権教育の充実
☆いじめの防止にリーダー的な役割を担うことのできる児童生徒の育成・活用	☆一人一人の児童生徒の実態を踏まえた対応	☆授業内外で言語活動の充実を踏まえた取組	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆児童会・生徒会の充実	☆身近な具体的事象を切り口とした法教育の実践
☆スクールカウンセラー等相談機能の強化	☆児童生徒が主体的に関わる学級目標の設定	☆授業内外で言語活動の充実を踏まえた取組	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆部活動や委員会活動の活発化	☆キャリア教育の充実
☆いじめの防止に向け保護者・PTA、学校支援関係機関等との連携強化	☆朝の会や帰りの会（SHR）の持ち方の工夫	☆双方向の授業の積極的な展開	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆地域人材の活用やNPO等の諸団体との連携	☆朝読書をはじめ読書活動の充実
☆いじめ防止プログラムの策定	☆問題や課題が生じたときの協力態勢の構築	☆チャイムスタート・チャイムエンドの励行	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆いじめ防止プログラムの積極的な展開	☆あいさつ運動や花いっぱい運動をはじめとする様々な運動の展開
☆いじめ対応窓口の設置及び周知	☆児童生徒の指導に関わる他の教職員との情報交換	☆学習規律の浸透	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆地域人材の活用やNPO等の諸団体との連携	☆学校内外の清掃活動やボランティア活動の充実・工夫
☆いじめ防止プログラムを踏まえたいじめ調査の実施	☆学級通信や学年だより等情報発信の充実	☆授業中の生徒指導の充実	☆（いじめを防止する観点を踏まえ）話し合いの中で心の揺れや葛藤などについての深まり、活発な意見交換ができるような話し合いを多用し、自らの意見をきちんと主張でき、他人の意見も冷静に聞くことのできる力の育成	☆（いじめを防止する観点も踏まえ）国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を自らの問題として捉えられるような指導の工夫	☆いじめ防止プログラムの積極的な展開	☆ホームページの充実等外部への積極的な情報発信
☆いじめ発覚後の対応マニュアルの策定						☆体罰等教職員による不適切行為や不祥事の根絶

*本ページは「15 簡易単元指導計画」で示された各活動と組み合わせながら活用してください。

9 家庭や社会が学校と連携してできること

P. 9 「7 いじめ防止のための視点」でも述べたが、いじめの防止は学校だけでは完結しない。保護者、地域、関係団体、関係機関等との協働が不可欠である。特に、保護者の協力は最重要であり、各学校は保護者との間で学校だよりや学級・学年通信、保護者会等により相互の交流を通して、児童生徒理解、指導の在り方等について共通理解に努めるとともに、地域で保護者を支えたり、団体等にあつては更に学校経営への理解や支援を進めたりするシステムの構築と強化が必要である。

P. 3 「2 児童生徒の自殺」において、「将来のある子どもたちが自ら命を絶つというような悲劇は大人の責任で何としても防がねばならない」と述べたが、児童生徒の悲劇をなくすためにも年間2万人を超える自殺者の問題にも社会を挙げて重点的に取り組む必要がある。

保護者	PTA	地域	団体等	機関等
☆いじめは卑怯な行為であり、絶対に許されないということの徹底	☆いじめ問題の現状や未然防止のための家庭の役割等についての啓発	☆学校教育活動全般への理解及び閲覧等による広報	☆教職員が指導者となり、「気づき、考え、実行する」の態度目標のもと健康・安全、奉仕、国際理解・親善に取り組む青少年赤十字指導者協議会による学校支援	☆教育委員会の指導部門及び管理部門挙げての学校支援
☆いじめに遭遇した場合には、やめさせる勇気を持つことの徹底	☆PTA活動を理解してもらうための積極的な広報活動	☆子どもたちを巻き込む地域行事の積極的な展開	☆社会福祉に関する諸団体（社会福祉協議会等）による学校支援	☆教育情報の提供や研修、相談等を通しての教育センターによる学校支援
☆万一いじめられた場合には嫌（NO）という意思表示をする勇気を持つことと決して一人では悩まないことの徹底	☆一人でも多くの会員に参加してもらうためのPTA行事等の工夫・充実	☆公民館等によるセミナー等の実施（テーマの例） ・「地域の教育力の向上を目指して」 ・「学校教育を知ろう」	☆青少年の健全育成に関わる諸団体（ボーイスカウト、ガールスカウト等）による学校支援	☆子どもの発達障害に関わる関係機関による学校支援
☆家族全員がどこまでも信頼できる関係の構築	☆会員相互の絆を強化する「PTAフェスティバル」等の開催	☆学校教育活動への支援・協力	☆その他文化・スポーツ等に関する諸団体（ユネスコ協会等）による学校支援	☆法務局等子どもの人権擁護にあたる関係機関による学校支援
☆学校での出来事を十分聞いてあげる姿勢の維持	☆いじめをテーマとしたPTAセミナーの実施（テーマ例） ・「いじめ防止と家族の役割」 ・「我が子をいじめの被害者や加害者にさせないために」 ・「思春期の子どもとの良好な関係をつくるには」 ・「我が子の命を守るために」 ・「いじめと法的責任」	☆定期的な学校訪問	☆臨床心理士会等カウンセリング関係団体による学校支援	☆家庭裁判所や鑑別所等課題を有する児童生徒の処遇に関する関係機関による学校支援
☆何でも言い合える雰囲気醸成	☆オープンスクールの共催等	☆万引き等の温床になりやすいコンビニや書店等の協力	☆法教育に積極的に関わる弁護士会や司法書士会等による学校支援	☆児童相談所等子どもの保護にあたる関係機関による学校支援
☆子どもたちと一緒に過ごす時間の確保	☆定期的な学校訪問や教職員との情報共有の場の設定	☆児童生徒への朝夕の声かけ運動	☆商工会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、ソロチニスト日本財団等の団体による学校支援	☆少年非行の未然防止に取り組むとともにいじめの加害者を補導・逮捕することもある警察署による学校支援
☆社会的な事象について話題に親としての考えを伝える	☆学校行事や部活動をはじめとした学校教育活動への全面的な支援	☆学校周辺のパトロール	☆体験活動や奉仕活動等に取り組むNPO等による学校支援	☆いじめられた子どもたちの治療に関わる医師会・歯科医師会・薬剤師会等による学校支援
☆心配事がある場合の担任等学校関係者への速やかな連絡・相談		☆街頭補導支援		☆いじめ事件の取材を通し問題等を把握している報道機関等による学校支援
☆子どもの前で他者や学校に対するあからさまな批判の抑制				

*本ページは「15 簡易単元指導計画」で示された各活動と組み合わせながら活用してください。

10 高崎市独自の取組

(1) いじめ防止推進協議会

高崎市長、教育委員会教育長の他、議会、学校保健会、警察、児童相談所、児童委員、小中学校長会等の諸団体の代表が委員となり構成されている。年2回行う協議会では、高崎市におけるいじめの防止に向けた取組について協議するとともに、各機関でのいじめの防止に向けた取組について情報交換する。



令和5年度第1回協議会の様子

(2) いじめ防止プログラムに基づく取組

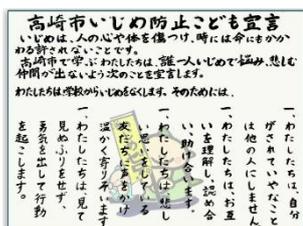
「学校におけるいじめ防止プログラム」に基づき、各学校でいじめの防止に向けた取組の年間計画を作成する。

(3) 校長による「いじめ根絶宣言」・いじめ対応方針の説明

(「11 校長による「いじめ根絶宣言」と対応方針の説明」参照)

(4) いじめ防止に向けた子ども主体の取組

各学校において児童会や生徒会を中心に、挨拶運動やいじめゼロ集会、いいところ見つけなどを実施している。近年では、本部役員だけでなく、各委員会単位での活動も活発になりつつある。児童生徒主体の取組の中核を担うのがいじめ防止こども会議と中学生リーダー研修会である。いじめ防止こども会議では、その年の重点項目に関する協議の他、いじめの防止に向けた取組の実践事例を持ち寄り、情報交換している。



左：いじめ防止こども宣言
(平成29年度いじめ防止こども会議で策定)

右：令和5年度いじめ防止こども会議の様子(対面・オンラインのハイブリッド開催)

(5) いじめ防止担当教諭

高崎市が先進的に設置した校務分掌。いじめ防止対策推進法第18条に従い、年間2回の研修を行っている。主な業務は以下のとおりである。

① いじめ防止への取組

校内におけるいじめ防止の中心となり、いじめ防止プログラムに基づいた学習について計画立案、実施及び啓発、周知を行うとともに、教員や

保護者、地域に向けた「いじめ防止に関する研修」の計画立案・実施を担う。

② いじめ発生時の対応

アンケートの分析、事実の把握、加害者・被害者への対応等、外部機関との連絡調整、報告書の作成

③ いじめ防止の取組の普及（上段：県事業 下段：市事業）

- ・いじめ防止フォーラム、いじめ防止ポスターコンクール
- ・いじめ防止こども会議、いじめ防止ポスター展、中学生リーダー研修会

(6) いじめ防止クリアファイル

5月の群馬県いじめ防止月間に合わせ、いじめ防止クリアファイルを小・中・特別支援学校、高崎経済大学附属高等学校の全児童生徒に配布している。いじめ防止こども宣言等いじめ防止こども会議や中学生リーダー研修会で採択された宣言やいじめ防止ポスターを児童生徒が日常的に目にできるデザインになっている。



令和5年度デザイン

(7) いじめ防止に係るリーフレット等の作成

- ・「いじめ防止チラシ」（令和5年6月）（右図）
 - ・「高崎サイン」・「高崎サインのうけとめ方」（令和4年8月）
 - ・「高崎ルール タブレットバージョン」（令和3年8月）
 - ・「コロナいじめ防止」児童生徒用リーフレット（令和2年9月）
 - ・「オンラインゲームトラブル防止」チラシ（令和元年12月）
 - ・「SNSトラブル・事件被害防止」チラシ（令和元年12月）
 - ・「暴力ストップ」リーフレット（令和元年8月）
 - ・「いじめSOS発見シート」（令和元年8月）
 - ・「法教育リーフレット 中高生の皆さんへ」（平成31年3月）
 - ・「高崎ルール」（平成29年12月）
 - ・「高崎市いじめ防止こども宣言」（平成29年8月）
 - ・「いじめは法律で禁止されています」保護者用リーフレット（平成28年7月）
 - ・「いじめ防止対策推進法知っていますか？」リーフレット（平成25年11月）
- * (7) のリーフレット等は、C4th書庫（教育委員会>学校教育課>生徒指導）の他、二次元コードからも見るができます。



1.1 校長による「いじめ根絶宣言」といじめ対応方針の説明

(1) 校長による「いじめ根絶宣言」

「学校側は無関心で取り合ってくれなかった。」中学校3年の長男を失った母親の言葉である。(鎌田 慧「いじめ自殺 12人の親の証言」岩波書店)

このような悲劇を防ぐためにも校長は先頭に立って、いじめを許さないこと、いじめられた場合にはとことん守り抜くこと、またいじめの場面に遭遇したら勇気をもって制止する等のメッセージを年度当初に児童生徒及び保護者に伝える必要がある。

高崎市立吉井西幼稚園
みんななかよし
けんきよくあそぼう
ともだちどきよくしよう
じゅんぱんやきまひをまもろう

保護者の皆様へ
幼稚園では、友達と仲良く楽しく生活できるよう支援していますが、気がかりなことがありますら園長や教頭、担任等に気軽に相談下さい。
また、下記の相談機関に相談されても、親身になって対応して下さいませ。
高崎市教育委員会いじめ相談電話 027-321-1232
子どもホットライン24(群馬県中央児童相談所) 0120-783884
群馬県教育委員会いじめ対策室 0120-880756

高崎市立吉井西幼稚園
TEL 027-387-3202

高崎市立高崎経済大学付属高等学校

『いじめ根絶宣言』

I 「いじめは人として絶対に許されない」

いじめられた人は、そのことを忘れることができないだろう。何年たとうが、心に深い傷として残っているのだから。いじめは、人の心を痛みにしり、傷つけるだけでなく、時には生きていくことをも否定する。
すべての人は、幸福に生きる権利を持っている。それなのに、いじめによって自ら命を絶つ者が後を絶たない。辛く、悲しく、憤りを覚える現実である。
どんな理由があろうと、いじめは、人として絶対に許されない行為である。
いじめは、「どの学校でも、起こりうる」問題であることを我々は忘れない。

II いじめを許さない学校・・・10の約束

- 1 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 2 いじめ問題には、毅然とした態度で臨みます。
- 3 いじめの訴えがあったら、情報収集を正確かつ迅速に行います。
- 4 いじめられている生徒を、学校は厳密に守り通します。
- 5 先生と生徒、生徒同士、お互いに一人一人を大事にし、尊重します。
- 6 二者面談、三者面談、日替の声かけなどを通して、生徒の悩みや要望を受け止めます。
- 7 秘密は厳守します。
- 8 「被害相談だより」の発行やスクールカウンセラーの相談日を除けることで、生徒が相談しやすい環境を整えます。
- 9 年3回の教育相談アンケート及びその対応によって、生徒の悩み相談やいじめの実態把握に努めます。
- 10 いじめが解消されたと思われるケースでも、関係者で情報を共有し、年度を越えて情報を引き継ぎ、卒業するまで継続して十分な注意を払います。

III いじめ防止活動

—自己も輝き、他者を思いやる学校文化の創造—

いじめの予防には、生徒個々の「自己肯定感」「自己有用感」の育成・充実が不可欠です。学校生活が充実し、自ら積極的に学習・部活動・生徒会活動等に取り組みことで、自信を持って自ら輝き、その充実感に誇り、他者をも思いやることのできる、そんな生徒のあられる学校にします。

いじめ根絶宣言の例 左：吉井西幼稚園 右：高崎経済大学附属高等学校

(2) 校長によるいじめ対応方針の説明

「我が子がいじめを受けた」と知ったときの保護者の不安は大きい。それ以上に、「我が子がいじめをした」と知ったときの保護者のショックは計り知れない。我が子を信じている保護者ほど、我が子がいじめの加害者である事実は受け入れ難いだろう。学校の調査結果や被害者の訴えを真摯に受け止め、指導に協力していただくためには、いじめが発生する前に、いじめを認知した場合の対応方針について保護者に説明しておく必要がある。入学説明会や新年度当初等できる限り早い時期が望ましい。

〔説明内容例〕

- ・いじめられた子どもの安心・安全を徹底して守ること。
- ・いじめた子どもには、適切な指導を継続的に行うこと。
- ・周囲でいじめに加担していた子、見て見ぬふりをしていた子、気づいていなかった子にも指導や支援を行うこと。
- ・いじめの態様によっては、必要に応じて警察や児童相談所等外部機関と連携して対応することがあること。
- ・いじめへの対応、指導には保護者の理解と協力が不可欠であること。

12 「いじめ防止プログラム」年間指導計画（モデルプラン）

〈年度当初〉

- いじめに関する基本姿勢の表明（「いじめ根絶宣言」及び職員の共通理解）
- 「いじめ防止プログラム」の策定及び児童生徒、保護者、地域、関係機関等への説明
- 「いじめ防止ポスター」の作成・掲示
- いじめ防止担当セクションの設置

〈4月～5月〉

- 適応指導（グループエンカウンター、集団作り、面談・教育相談（アンケート調査を含む）等）
- 保護者・PTAとの連携
- いじめの防止に向けた校内研修
- 「いじめ防止プログラム」に位置づけられたテーマ学習の実施

〈6月～7月〉

- 特別活動の充実（生徒総会、文化祭、運動会（体育祭）、体験活動等）
- 学級満足度に関わる調査、いじめを含めた悩み調査、教育相談等の実施
- いじめ防止週間（いじめ防止キャンペーン）
ポスター・標語コンクール、いじめ防止シンポジウム、ピア・サポート等の実施
- 「いじめ防止プログラム」に位置づけられたテーマ学習の実施
- 学校評価等の検証

〈夏季休業中〉

- 三者面談（児童生徒、保護者、担任）
- リーダー研修会やピア・サポート研修会等の実施
- 保護者対象いじめ防止研修会（PTAとの共催）
- 危機管理研修会

〈9月～夏季休業明け〉

- 夏季休業明け適応指導（生活全般にわたる調査・アンケート等を含む）
- 「いじめ防止プログラム」に位置づけられたテーマ学習の実施

〈10月～12月〉

- 特別活動の充実（文化祭、運動会（体育祭）、校内合唱コンクール等）
- 学級満足度に関わる調査、いじめを含めた悩み調査、教育相談等の実施
- 国際人権デーとの連携したいじめ防止週間（いじめ防止キャンペーン）ピア・サポート等
- 「いじめ防止プログラム」に位置づけられたテーマ学習の実施
- 学校評価等の検証

〈1月～3月〉

- 冬季休業あけ適応指導
- リーダー研修会やピア・サポート研修会等の実施
- いじめを含めた悩み調査及び教育相談
- 「いじめ防止プログラム」に位置づけられたテーマ学習の実施
- 「いじめ防止プログラム」や学校評価等の検証
- 指導情報の次年度への引き継ぎ

1.3 授業等における取組例

下記のテーマについて発達の段階に応じたタイトルのもと、主に特別活動（学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等）、総合的な学習の時間等の年間指導計画に位置づけ実施する。

*右の二次元コードを読み取ると、取組例が表示されます。



テーマ①「あなたの良さを、確かめよう」

自分自身の良さを考え、それを友だちに語ることによって自己肯定感を高める。

テーマ②「友だちの良さやありがたさを学ぼう」

掛け替えのない存在である友だちの良さや友だちがいることの幸せを再確認する。

テーマ③「夢の実現のために～日本編」

津波被害をはじめ様々な逆境にも負けずがんばる同世代の仲間の姿を通じ、前向きに努力することの大切さを学ぶ。

テーマ④「夢の実現のために～地球市民としてできること」

紛争や戦争、貧困等のなかで懸命にがんばる発展途上国の同世代の子どもたちの姿を通じ、地球市民の一員として何ができるか考える。

テーマ⑤「誰にでもある悩み」

生きていく上で悩みはつきものであり、その悩みをどう解決していくか考える。

テーマ⑥「いじめは卑劣」

いじめが卑怯で、人間として許されないことを知り、いじめをしない生き方を学ぶ。

テーマ⑦「『いじめ』のない学校づくり」

いじめのない学校をつくるために何ができるか考える。

テーマ⑧「いじめのない社会を作るためにできること」

いじめのない社会を作るために自分たちができることを考え、実行していくことの重要性について学ぶ。

テーマ⑨「守り、守られる社会のルール」

社会生活を送っていくうえで、いじめに限らず、自分たちの身近にある社会のルールや規範等を守ることが結局自分たちを守ってくれることになるということを学ぶ。

14 インターネットやSNSによるいじめの防止のための取組例

文部科学省の調査によると、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」、いわゆる「ネットいじめ」の件数が令和3年度初めて2万件を超えた。スマートフォンの所持率の上昇や次々登場する新しいSNS、アプリにより、ネットいじめの態様は日々変化している。児童生徒にネット上でのマナーとコミュニケーション能力を身に付ける取組を行うことで、未然防止に努めたい。

*右の二次元コードを読み取ると、取組例が表示されます。



(1) 活用方法

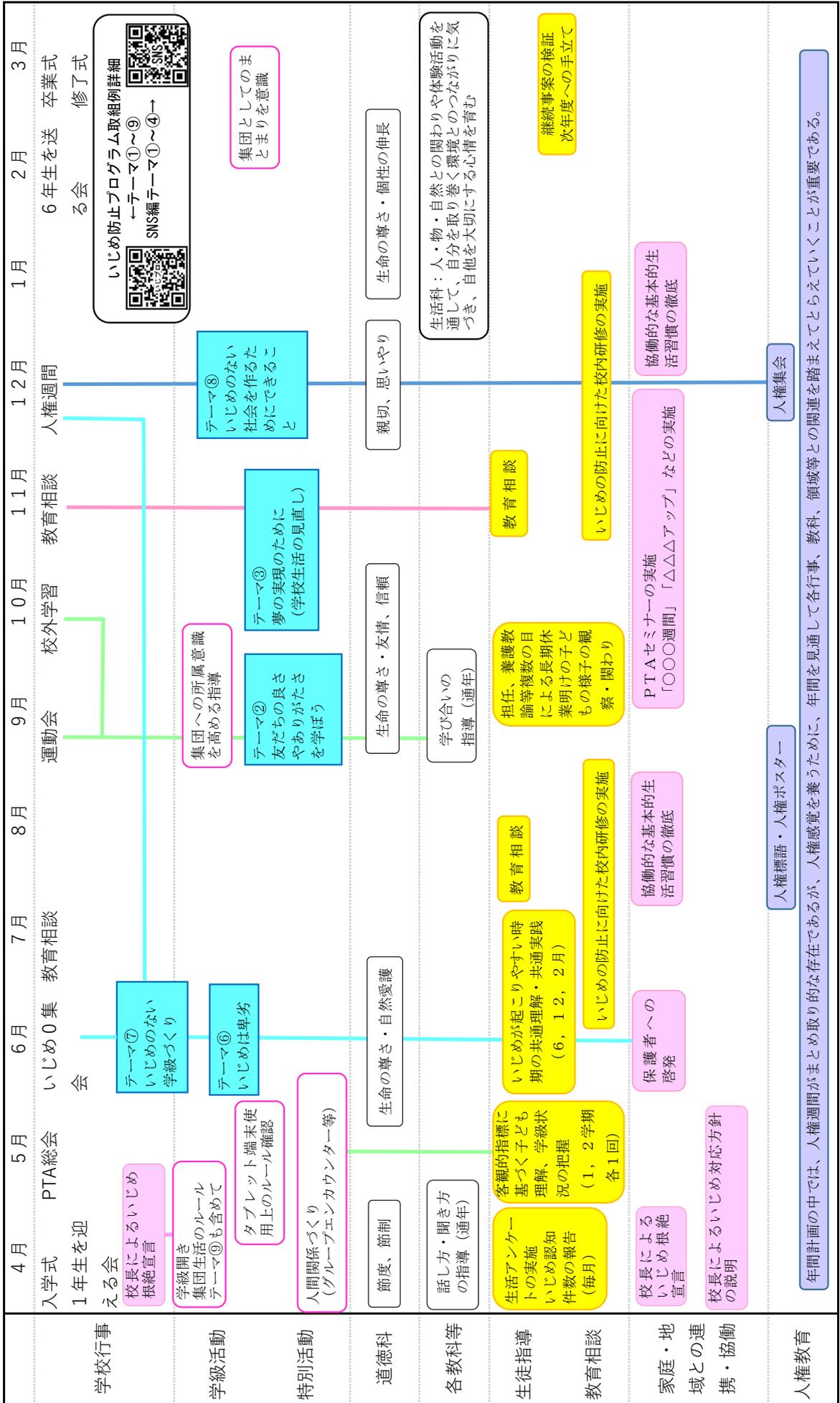
- ・授業ごとのプログラムには、「**テーマ**」があります。
「書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ」「動画サイトを用いたいじめ」「オンラインゲームの利用をきっかけとするいじめ」を例としてあげています。
- ・それぞれのテーマに応じた「**事例**」があります。
事例を変更する場合は、テレビのニュースや新聞記事等を参考にするとよいでしょう。学校やクラスで実際に起こった事例を用いる際には、個人が特定できないような配慮をお願いします。
- ・それぞれのテーマに応じた「**解説**」があります。
「なぜそのようないじめが起きてしまったのか」その原因を記載してあります。
記載例の他にもその原因があれば、書き足して活用してください。
この解説が、そのまま子どもたちへの「語り」につながります。
- ・それぞれのテーマに応じた「**子どもに伝えるべきこと**」があります。
ここに書かれている内容は、授業の中で子どもたちから出してほしい考えや意見につながります。授業の終わりの「まとめ」の時に黒板に書かれている内容にもつながります。
- ・それぞれのテーマに応じた「**キーワード**」があります。
「子どもたちに伝えるべき事」の「要点」となります。授業後、子どもたちが日常生活の中で「気にする」内容を短い言葉でまとめています。
- ・それぞれのテーマに応じた「**保護者への啓発**」があります。
SNSによるいじめを防ぐためには、子どもたちがネットにつながる機器を使用する「家庭」での協力が必要です。学級通信や学年通信、保護者との懇談会などで話題にしてみましょう

(2) ワークシートについて

- ・「事例」に応じた内容となっています。
「テーマ」は【今日のテーマ】に、「事例」は【原因】【結果】につながるようになっています。
授業の振り返りは「気をつけなくてはいけないこと」に記入させましょう。
- ・学年や学級の実態に応じ、内容を工夫して活用してください。

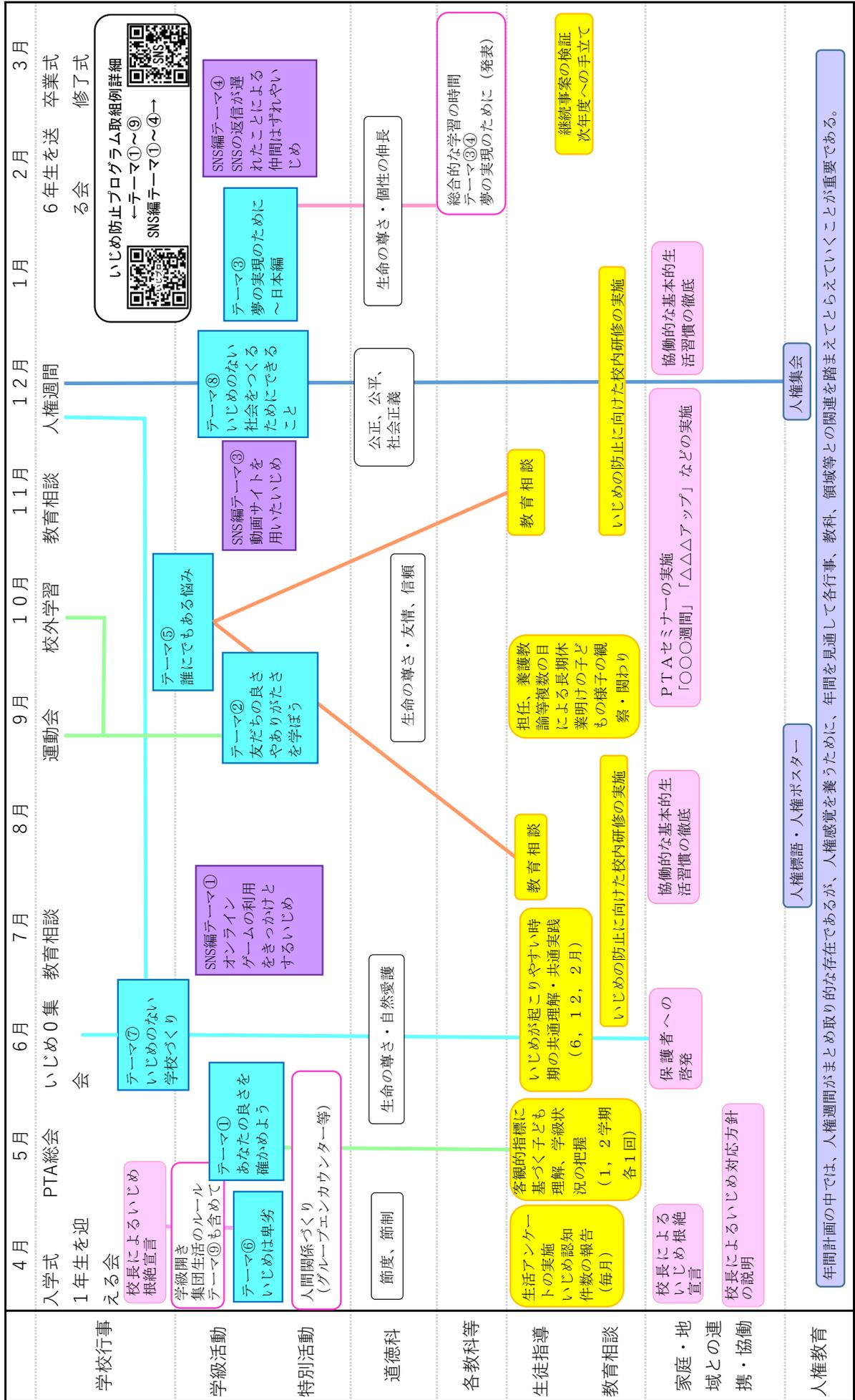
1.5 小・中・高の簡易単元指導計画

いじめ防止プログラムに係る教科・領域簡易単元指導計画（小学校 低学年）

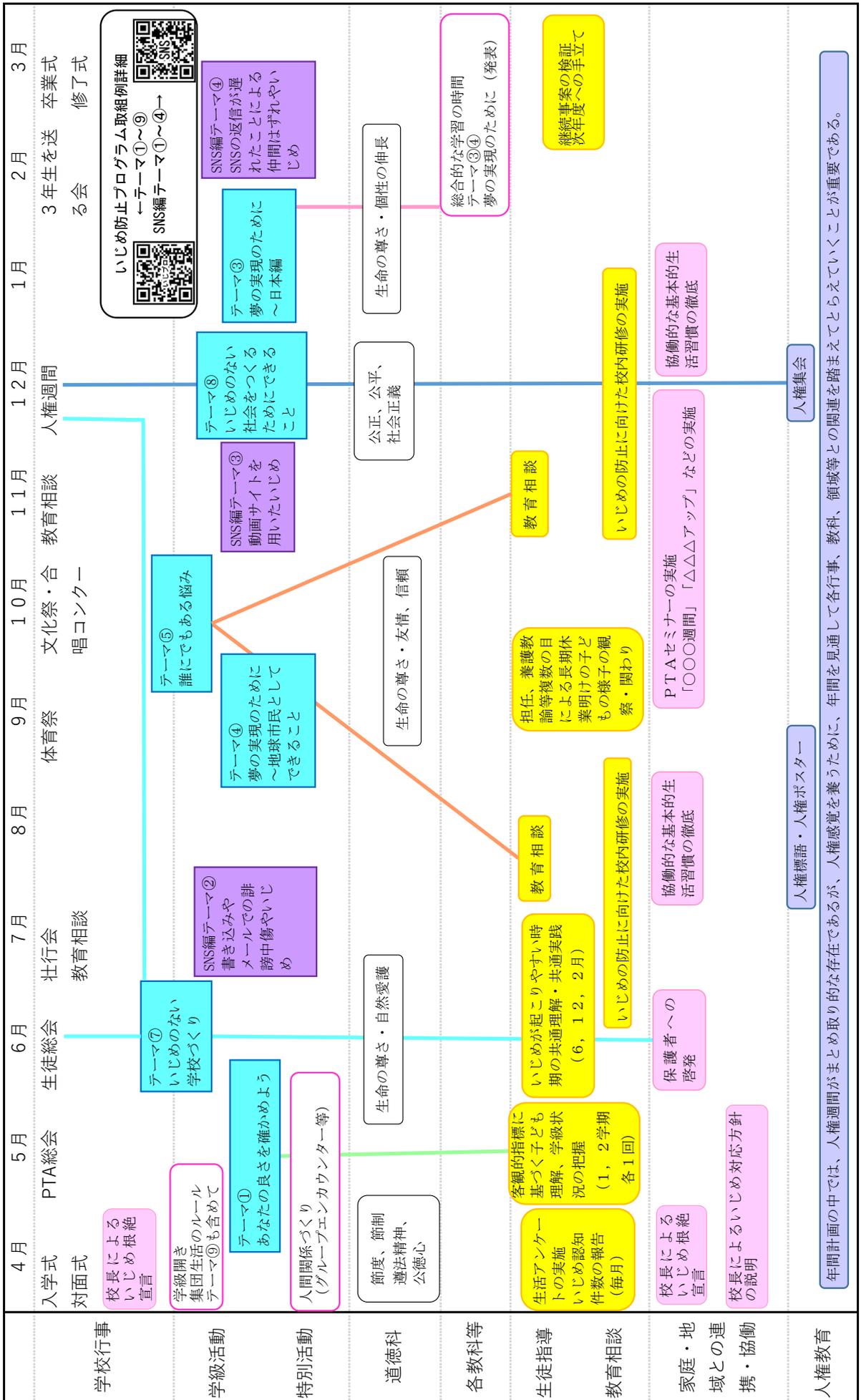


1.5 小・中・高の簡易単元指導計画

いじめ防止プログラムに係る教科・領域簡易単元指導計画（小学校 中・高学年）

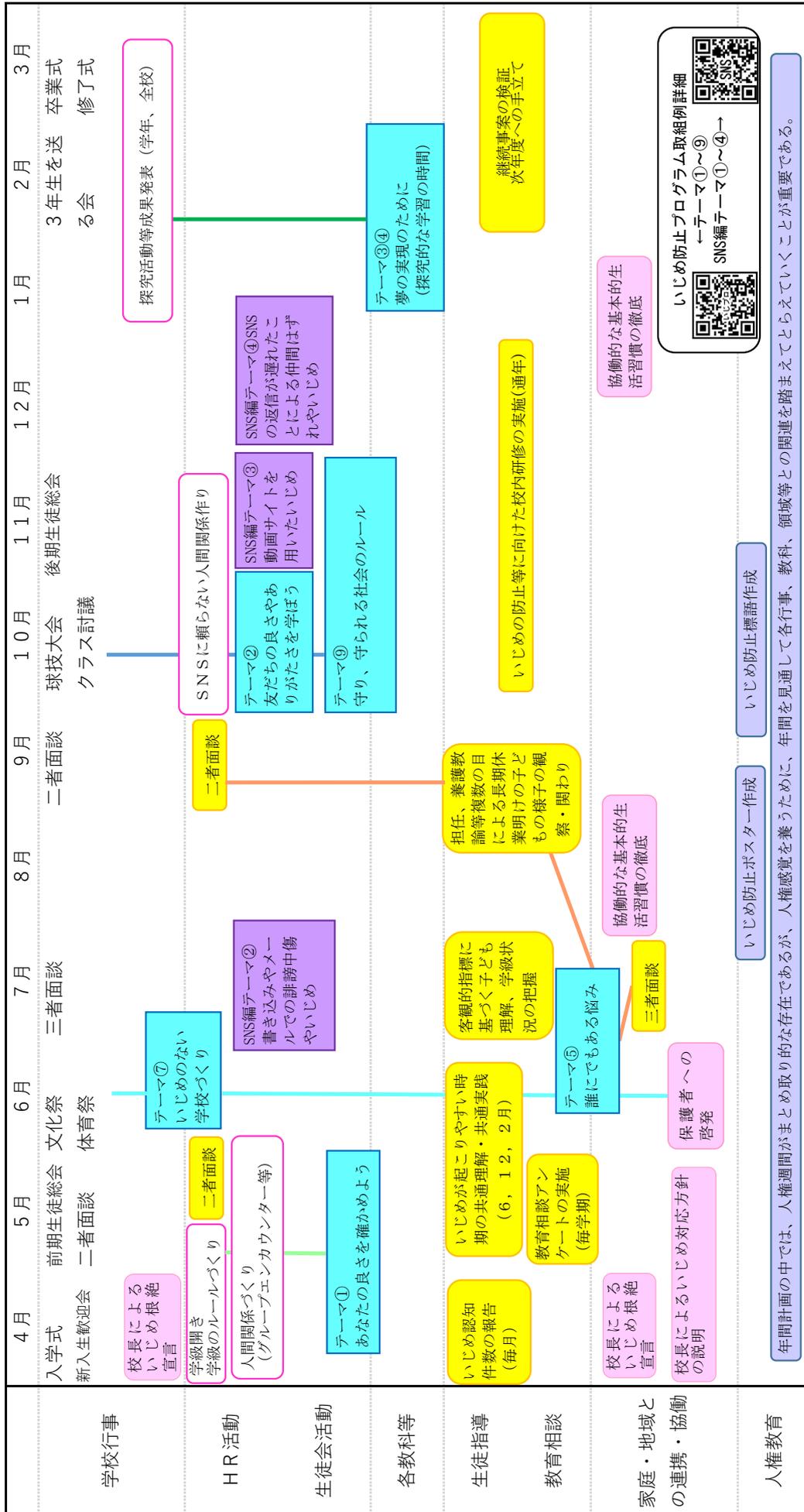


1.5 小・中・高の簡易単元指導計画 (中学校)
 いじめ防止プログラムに係る教科・領域簡易単元指導計画 (中学校)



15 小・中・高の簡易単元指導計画

いじめ防止プログラムに係る教科・領域簡易単元指導計画（高等学校）



学校における実践例1 「いじめゼロプロジェクト」

1 ねらい

- (1) 『〇〇小さいじめゼロプロジェクト～クラスでできることから始めよう～』というスローガンのもと、各学級でいじめを防止するための取組を考え、実行する活動を通して、全校児童一人ひとりの、“いじめのない、みんなが安心して生活できる学校”にしようとする意識づけ及び行動力の育成を図る。
- (2) 各学級での取組を通し、児童一人ひとりがお互いに助け合ったり、存在を認め合ったりすることで、仲間を思いやることの大切さに気付く。また、他学級・他学年の取組を知ることで、学級・学年を越えて仲間意識をもてるようにする。

2 活動計画

計画委員会の活動	各学級の活動
<p>[4月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの告知動画の構想を話し合う（委員会・休み時間） 	<p>[4月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級開き
<p>[5月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知動画の台本作成及び、撮影、編集 ・告知動画の全校放送 	<p>[5月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知動画を視聴し、各学級でプロジェクトの取組について話し合い、決定
<p>[6月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の取組を書いたポスターを玄関の掲示板に掲示 ・各学級の取組を紹介するプロジェクト発表動画の編集 ・プロジェクト発表動画の全校放送 	<p>[6月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを紹介するポスターを作成 ・プロジェクト発表動画を撮影し、提出 ・プロジェクト発表動画を視聴し、他学級・学年の取組を把握 ・各学級での取組を実行
<p>[9月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市いじめ防止こども会議の報告を兼ねた啓発動画の構想を話し合う（委員会・休み時間） 	
<p>[10月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発動画の台本作成及び撮影、編集 	
<p>[11月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発動画の全校放送 	<p>[11月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発動画を視聴し、プロジェクトの取組についての振り返り

<p>[1月]</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの振り返りを呼びかける告知動画の構想を話し合う(委員会・休み時間) 告知動画の台本作成及び撮影、編集 <p>[2月]</p> <ul style="list-style-type: none"> 告知動画の全校放送 <p>[3月]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学級の振り返り動画の編集 振り返り動画の全校放送 	<p>[2月]</p> <ul style="list-style-type: none"> 告知動画を視聴し、プロジェクトの1年間の取組について学級で話し合い、振り返り 振り返りの発表動画を撮影 <p>[3月]</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り返り動画を視聴し、来年度の取組への意欲を高める
--	--

3 実践上の留意点

- (1) 動画形式での発表は、集会形式よりも見やすく、分かりやすく、何度でも見返すことができるため、児童の意識づけにおいて極めて有効である。
 - (2) 撮影や編集には時間と労力を費やすが、児童主体の台本作成やタブレット端末の活用などの工夫を取り入れることで、負担を軽減しながら実践することができる。
 - (3) 動画は、発達段階を考慮し、1年生から6年生までの幅広い年齢層が理解できる内容になるように作成する。
 - (4) いじめについての身近な例をドラマ形式で紹介することで、分かりやすく注意喚起ができるため、「どんな行動や気持ちがいじめに繋がるか」を計画委員会で話し合い、児童の視点で内容を決めていくことが大切である。
 - (5) 2学期以降になると、学級によって取組の進捗状況に差が生じてしまうこともあるため、定期的に各学級へ呼びかける必要がある。
 - (6) プロジェクトを紹介するポスターは各学級で文言や色塗りなどの工夫を呼びかけ、掲示板が明るく、見やすい印象になるよう作成してもらおう。
- (右：玄関掲示板 下：各学級のポスター)



学校における実践例2 「みんなちがってみんないい」

1 ねらい

「みんなちがって みんないい」を合い言葉に、いじめをうまない環境づくりをし、互いのよさを認め合い、個性を大切にしようとする態度を身につける。

2 行動計画

<p>6 月</p>	<p>「なかよし宣言」の作成・実行</p> <p>道徳や学活でいじめについて考える授業を行い、それに基づいて、クラスごとにいじめ0の学級・学校にするための取り組み「なかよし宣言」を作成する。より具体的な行動目標になるように、「○○○になるように、△△△します。」の話形を用いて考える。</p> <p>決まった「なかよし宣言」は、「なかよし集会」で全児童の前で発表する。</p> <p>その後、1学期は児童玄関に、2・3学期は各クラスに掲示をし、年間を通して啓発する。</p> <p>また、学期毎にふりかえりを行う。</p>	
<p>12 月</p>	<p>「いじめ梨(なし)の木」の作成・実行</p> <p>学校のシンボルともなっている「梨の木」にちなみ、「いじめ梨(なし)の木」をクラスで作成する。</p> <p>人権月間の取組として、校長や人権擁護委員の方からの講話、司書の先生による読み聞かせ、児童会による発表、道徳や学活の時間において人権やいじめについての動画や教材を取り上げる、などを行い、考えを深めていく場を設ける。</p> <p>それをうけて、一人ひとりが、人権標語を考え、それを梨の実に書き、梨の木に貼る。できあがった梨の木は、廊下に掲示し、児童が見合うことができるようにする。</p> <p>また、昼の放送で、各クラスの代表者が書いた人権標語を発表する場を設ける。標語だけでなく、どんな気持ちで考えたかを説明することで、人権やいじめについての啓発活動を行う。</p>	

3 指導上の留意点

- (1) 「いじめをなくそう」「いじめはぜったいにいけないことだ」ということを自分事としてとらえることができるように、学級で話し合う場や一人一人で作る場を設ける。
- (2) 「なかよし宣言」や「いじめ梨の木」を授業参観・学級懇談会でも見られるようにすることで、家庭への啓発も行う。
- (3) 「なかよし宣言」や「いじめ梨の木」を書くだけでなく、その後のふりかえりなどの活動を通して、互いのよさを認め合い、いじめをうまない学級づくりにつなげていくことができるようにする。

学校における実践例3 「ピアサポート」

1 ねらい

- (1) 児童がお互いを思いやり、支え合い、助け合える人間関係を育む。
- (2) 異学年と仲間関係を築く中で自分の課題を捉え、解決方法を考えることを通して、自分が目指す相手との関わり方を見つけることができる。

2 行動計画

月	小テーマ		主な学習活動
7	【集団の一員としての意識】 ○運動会に向けた各種活動を通して、集団で活動するよさや、大変さを味わうとともに、集団の中での自分の役割について考えることができる。	1	○自己紹介をしよう アイスブレイク、さいころトークなど。
9		2	○運動会のスローガンを考えよう アイスブレイク、運動会のスローガンに入れたい言葉を出し合う。
		3	○応援歌の練習をしよう 応援歌の練習、手具作り。
10	【自己表現と相手意識】 ○縦割り班でのグループトークを通して、集団の中で自分の意見を相手に分かるように伝えることができたり、相手の気持ちの受け止め方や、意見の返し方を考えたりすることができる。	4	○グループトーク「自分の得意なこと、苦手なこと」 アイスブレイク、自分の得意なことや苦手なことを交流する。
		5	○グループトーク「オススメの本を紹介しよう」 アイスブレイク、自分のオススメの本の紹介、6年生による読み聞かせ。
11		6	○グループトーク 「こんなときどうする？いじめについて」 アイスブレイク、NHK for school の動画を見て、感想やその場面でどうするかを交流する。
1	【単元のまとめ】 ○進んで感謝の気持ちを縦割り班のメンバーに伝えたり、一年を通しての自分の成長を振り返ったりすることができる。	7	「6年生を送る会に向けて」 ○1～5年生「6年生へのプレゼントの準備」 ○6年生「下級生へのプレゼントの準備」 ※この時間は、1～5年生と6年生は別に活動し、5年生が中心となる。 ※プレゼントは6年生を送る会の中で渡す。
2			
3		8	○グループトーク「1年間を振り返ろう」 自分が頑張ったことや、できるようになったこと、6年生を送る会の感想を交流する。

3 指導上の留意点

- (1) 運動会の団を活用して縦割り班を作り、6年生を中心として活動を行う。
- (2) 活動の始めにアイスブレイクを取り入れ、話しやすい雰囲気作りをする。
- (3) 6年生はアイスブレイクの内容や、グループトークに必要なものの用意など、各活動の前に準備が必要となる。
- (4) グループトークの内容は、年度によって変更になることがある。
- (5) 活動は業前の時間ではなく、授業時間の中で行う。

学校における実践例 4 生徒会活動（ピアサポート委員）

1 ねらい

生徒同士及び保護者・生徒・教師の信頼関係づくりを基盤に、学校生活の中で対話したり、お互いを認め合ったりできる環境をつくる。

2 行動計画

<p>☆スローガン：「3 H」</p> <p>Happy 友達との楽しみや喜びを共有していこう Help 友達同士の支えあい（ピアサポート）を広げていこう Hot 生徒全員で協力して行事を熱く盛り上げていき、団結を高めていこう</p> <p>☆合言葉：「相手の立場になって考えよう」 「相手のことを理解するために辛抱強く話を聞こう」 「相手の苦しみと悲しみを理解し自分ができることを実行しよう」</p>	
生徒主体の取り組み	家庭・地域の取り組み
<p>○取り組み1「あいさつ運動」 生徒会本部役員・生活委員会で朝校門付近に並び、登校してくる生徒たちにあいさつ運動を行っている。（週3回火・水・木）</p> <p>○取り組み2「ピアサポート委員会による、いいこと探し」（下記参照） 各クラスのピアサポート委員が、毎日クラスメイトの行動を観察し、クラスのためになる行動や前向きな発言などをしてきた生徒を帰りの会で紹介し、クラス全体で称え合う雰囲気をつくれるよう努めている。（資料①） 2学期にはピアサポート委員がポスターを作成し、いじめを防止したり、あたたかい雰囲気を作り出すために、各クラスに掲示して啓発している。（資料②）</p>	<p>○取り組み1「あいさつ運動」 4月から保護者・地域の方々のご協力のもと「オアシス運動」と呼ばれるあいさつ運動を行っている。 （週5回。3年生→2年生→1年生クラス順。1日当たり3～4名）</p> <p>○取り組み3「人権講話・情報モラル講演会」 講師の先生をお招きして、人権講話・情報モラル講演会を行っています。普段の行動、言動からいじめにつながることやSNSの正しい使い方などをお話ししていただき、とてもいじめが身近であることを学ぶ。</p>

○資料①：ピアサポート委員会による「いいこと探し」記入用紙

クラスのため、クラスメイトのため、自分自身の成長のために、みんなの手本となるような良い行いや、誰かを思いやる行動をしていた生徒を見つけて、帰りの会で紹介してください。ピアサポート委員として、クラスみんなの行動をよく見て、なるべく多くの生徒を紹介できるようにしてくださいね。

月 日 ()	記録者
紹介する人の名前	くん・さん
内 容	
感 想	

○資料②：ピアサポート委員作成ポスター



各クラスのピアサポート委員が、人権意識を学校全体に浸透させることを目標とし、ポスターにして掲示する。その活動をクラスで紹介し、一人一人の意識の高揚を図る。

生徒たちはその内容を踏まえたうえで、日々の生活を送っている。また、ピア・サポート委員が、その内容について定期的にチェックをし、朝の会・帰りの会等で、クラス全体で振り返りを行っている。

3 取組上の留意点

- (1) 生徒会本部役員を中心とし、代表委員会（各学級委員長・各委員会委員長・各部活の部長）を開催し、学校全体の活動として展開させていく。
- (2) いいことをしている生徒が、クラス全体にあたたかく受け入れられるような雰囲気づくりを学校・学年・学級で行っていく。
- (3) 取り組み内容は随時ホームページで公開し、家庭や地域へ情報を発信する。

学校における実践例5 生徒主体の「縦割り班」活動

1 ねらい

いじめの防止に向けた土壌をつくり、良好な人間関係の構築を目指すために、

- (1) 「縦割り班」の中で、上級生と下級生とが互いに協力し認め合い、生徒一人一人の自己存在感を高め、誰もが活躍できる活動を行うようにする。
- (2) 上級生が下級生のために、導く側や支える側となり、何でも相談できる雰囲気や信頼関係づくりを行うようにする。
- (3) 人と関わる楽しさや喜び、人の役に立ちたいなどの自己肯定感や自己有用感を活動を通して育めるようにする。

2 「縦割り班」の活動例 【 】は、教科・領域名 (※)は、関連行事

⇒(1) 清掃活動 (通年)

上級生が中心となって、話合いで清掃分担を決める。
自分の分担箇所が終わったら、他の人を手伝ったり、自分から仕事を探したりして協力体制で活動している。



⇒(2) 学習ガイダンス (4月) 【総合的な学習の時間】

体育館にて、学習の仕方や取り組み方などを上級生から下級生等にアドバイスしたり、下級生は上級生達に学習に関する質問をしたりして互いに学び合っている。



⇒(3) SOSの出し方教室「ゲートキーパー」(6月) 【学級活動】

悩みや不安、心配事があれば、誰に伝えればよいか、日頃からどんな生活を送るべきかなどを意見交流している。
また、思いやりの言動も考え学校生活に取り入れている。
(※)講演「スポーツマンシップ」
講演「薬物乱用防止教室」



⇒(4) いじめ防止に関わる話合い活動と行動宣言 (1月) 【学級活動】

上級生から下級生までが、いじめの防止に向けてそれぞれ自身の考えを発表して意見交流をしている。さらに、班で話し合ったいじめの防止についての考え方をホワイトボードにまとめ、各班ごとにいじめの防止に向けた行動宣言をしている。



そして、いじめ防止ポスターとして校内に掲示し、意識を継続させている。

(※)校長人権講話Ⅰ期、Ⅱ期(6月、11月)、人権作文発表会(11月)

⇒(5) 異学年交流会 (年2回程度)

各班で協力や助け合いをしながら、クイズやレクリエーションを楽しみ、互いの良さを認め合っている。



3 指導上の留意点

- (1) 「班員達が課題を発見し、自分事として進んで解決していく態度を育成する」ために、教師は次の点に留意する。
 - ①班員に対し指導・助言し、一人一人が解決に向けた意見を出し合い、意見交流を通して相互理解を図ることができるようにする。
 - ②リーダーが中心となり、出し合った意見を認めながら、解決に向けた考えをまとめることができるようにする。また、まとめた意見は、教師に報告する。
 - ③教師は、リーダーや班員達を認めたり、助言したりして適切に対応する。
こうした態度を日常生活に、取り入れながら、班員達に自己肯定感や自己有用感を身に付けさせていくように留意する。
- (2) 班員が意見を言う場面では、他の生徒や教師も傾聴の態度を取り、拍手で認めて共感的な態度を身に付けられるように留意する。

学校における実践例 6

温かな人間関係と悩みを生じさせることのない環境づくり

1 ねらい

- (1) 「チーム学校」で取り組む温かな人間関係の構築と不登校対策、いじめ防止
- (2) 悩みを生じさせることのない環境づくり

2 行動計画

内容	「高崎ルール」・「高崎市いじめ防止子ども宣言」の活用	生徒主体の取組	保護者、PTAとの連携
これまでの取組	<p><u>4/7 入学式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅に向けた校長式辞 ・「高崎市いじめ防止子ども宣言」クラス掲示 <p>・<u>「〇中行動チャート」の配布</u> 本校生徒の良い行動一覧を配布し、月に1回振り返りを行う。自分の生活を見直し、挨拶や友達の関わりなど、よりよいものにしていく。また、教室に掲示することで良い行動の判断やきっかけとなっている。</p> <p><u>4/28 ネットセミナー(1年生)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS の犯罪被害の危険性と正しい利用について学習 <p><u>6月 いじめ撲滅宣言クラス掲示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高崎市いじめ防止子ども宣言」の読み上げ <p><u>6月 いじめ撲滅宣言玄関掲示</u></p> <p><u>6/17 「情報モラル講習会」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS でのいじめや犯罪の危険性について学習 <p><u>8/5 「いじめ防止フォーラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表に出せない相手の気持ちを理解し、私たちができること」「いじめのない学校づくりを目指したスローガン」についての話し合い <p><u>8/26 「いじめ防止子ども会議」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・つらいときのサインの出し方と受け止め方について <p><u>9/1 2学期始業式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止に関する校長訓話 <p><u>11/28 「人権学習」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権課題について校長訓話 	<p><u>4/8 生徒会オリエンテーション</u></p> <p><u>4/14～「Simple プログラム」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年30回毎週金曜日の朝に学級にて、ソーシャルスキルトレーニングを行う。「アドジャン」「二者択一」を基本的に行い、学期末の時間は「いいとこみつけ」を行うことで、社会性と情動を学ぶことに繋げる。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>生徒は、積極的に関わり合いながら和気藹々と活動しており、よりよい関係性を築ききっかけとなっている。いじめの未然防止などにも繋がっていく取り組みである。</p> <p><u>6/7～「let's enjoy〇中 Life～笑顔でつくる明るい学校」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会主催で、学校生活での挨拶を向上させるための運動 <p><u>6/24 生徒総会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスのいじめ撲滅スローガンの発表 <p><u>9月 「いじめ防止子ども会議」を受けて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会からの提案 <p><u>12 ～1月 一日一善キャンペーン</u></p>	<p><u>4/7 入学式後の保護者会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅に向けた学校の方針を説明し協力を依頼(校長) <p><u>4/8 学校だより(2号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ根絶等について <p><u>4/22 学校だより(6号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が子を SNS の被害から守るために」紹介 <p><u>7/13 学校だより(15号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長推薦書「しあわせなときの地図」紹介 <p><u>7/20 学校だより(17号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめゼロ」等について <p><u>9/1 学校だより(18号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止子ども会議」を受けて等 <p><u>11/29 学校だより(25号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権について <p><u>12/23 学校だより(26号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さ等について <p><u>1/10 学校だより(27号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分らしい生き方等について <p><u>各月 PTA 本部役員会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指す生徒像といじめ撲滅に向けた学校の方針について説明 ・学校での生徒の様子を踏まえた取り組みについてホームページによる周知及び啓発 ・学校ホームページ上に「いじめ防止・SNS 等」についてのコンテンツを作成し、家庭

<p>12/13 「高崎市リーダー研修会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高崎サイン」と「高崎サインの受け止め方」を活用した生徒会活動について <p>1/10 3学期始業式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年を迎えて、一人一人が幸せになるための校長訓話 (いじめ撲滅に向けた新たな誓いから行動へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人のためになることを意識して 1 日を行動し、1 日の終わりに自分の行動を振り返る。 <p>2月 生徒集会「高崎市リーダー研修会を受けて」</p> <p>常時活動①あいさつ運動</p> <p>常時活動②意見箱の回収と返答</p>	<p>や地域に周知及び啓発</p>
---	---	-------------------

3 指導上の留意点

(1) 日常的な学校生活や Simple (スリンプル) プログラムの際には、教員は PBIS (ポジティブな行動介入と支援) の役割を担うようにする。

※Simple プログラムとは、「スリム&シンプル」を合わせた造語で、名城大学 曾山和彦教授の提唱する取組であり、SST (ソーシャルスキルトレーニング) と構成的グループエンカウンターのねらいを合わせたグループアプローチである。

※PBIS とは、今出来ていることをポジティブな行動と捉え褒めることである。

(2) 取組内容は学校だよりや学校メール、ホームページなどを利用して地域や保護者にも発信していく。

*二次元コードから行動チャートと Simple プログラムの資料を見ることができます。



学校における実践例 7

高崎経済大学附属高校におけるいじめの防止に向けた取組

1 ねらい

- (1) 生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、速やかに組織的対応をする。

2 具体的な取組

(1) 個別面談の実施

5月上旬(二者面談)、7月中旬(三者面談)、9月上旬(二者面談)の合計年3回、生徒と担任との面談を実施し、全ての生徒に対して生活全般の状況を確認している。

また、生徒昇降口と職員室との間に、自習や個別面談を実施できるスペースを設け、必要に応じて随時生徒と面談を行っている。学習面での質問を切っ掛けに、進路や友人関係の悩み等を相談する生徒も多い。

(2) アンケート調査の実施

学期毎に、いじめや悩み等に関するアンケートを実施している。気になる記述があった生徒に対しては、個別に面談等を行い確認している。また、アンケート結果は全職員で共有している。

(3) 生徒主体の活動

「いじめ防止の標語」や「いじめ防止ポスター」を作成し、校内の複数箇所に掲示をしている。また、各学級でSNSに頼らない人間関係作りの方策や学校生活で困っている事などを話し合う機会を設け、その結果を生徒総会で話し合っている。これらの活動により、いじめの防止を含めた学校生活上の課題を、生徒自らが解決しようとする態度を養っている。

また、「高崎市いじめ防止こども会議」や「中学生リーダー研修会」に進行補助や助言役として参加することで、いじめの防止について客観的な視点から考える機会を設けている。

(4) 生徒の人間関係づくり

体育祭や文化祭等の学校行事を活用して、学級内だけではなく、学級や学年を超えた(縦割りの)人間関係作りを行っている。例えば、体育祭では出場種目を学年を超えて話し合ったり、応援合戦で踊るダンスを3年生が1・2年生に指導をしたりしている。

また、1年生に対しては4月に外部機関(NPO法人DNA)と連携した人間関係作り活動を実施し、生徒の相互理解や友人づくりの機会を充実させている。

(5) 職員研修及び情報共有体制

いじめの防止の職員研修を、年間を通して定期的実施している（1回15分程度。令和4年4月～令和5年8月までに計6回実施）。加えて、職員会議実施時には、「いじめ防止推進会議」を併せて開催し、全職員がいじめ（疑いを含む）に関する情報を共有できる体制を整えている。

3 取組上の留意点

(1) 法に基づいた対応の徹底

いじめの未然防止・早期発見・事案対処のいずれの段階においても、法に基づいた対応の徹底に留意する。特に「いじめ防止対策推進法」における、いじめの定義（第2条）を全生徒・職員に対して、年度当初に必ず周知する。また、同法だけではなく、群馬県教育委員会及び高崎市教育委員会からの指示伝達等を、生徒指導主事から職員全体に周知し、法に基づいた対応を徹底する。

加えて、「生徒指導提要」や「学校におけるいじめ防止プログラム」を、いじめの予防・発見・対応等の各段階において参照することにより、職員個人の経験や勘だけに頼らない、法に基づいた指導の徹底を図る。

(2) 迅速な対応の徹底

個別面談やアンケート調査等において、いじめに関係する発言や記述等が見られた場合、いじめ行為が実際にあったかどうかに関わらず、疑いの段階で学校いじめ対策組織（本校では「いじめ防止推進委員会」）として対応を開始する。この際、全ての関係職員が集まれない場合であっても、校長の判断により対策会議を開催することで、迅速な組織的対応につなげる。

参考：校内に掲示されている「いじめ防止ポスター」



* 高崎経済大学附属高校の実践については、高校におけるいじめの防止に向けた取組の全体像を知ること、小・中学校からの系統性を意識できるようにする観点から、いじめの防止に向けた取組の全体概要を紹介しています。

「学校におけるいじめ防止プログラム」改訂委員会

原 案	飯野 眞幸	高崎市教育委員会前教育長
監 修	小林 良江	高崎市教育委員会教育長
編集委員長	橋爪 幸雄	高崎市立高松中学校 校長
編集副委員長	毒島 敏尋	高崎市立国府小学校 校長
編 集 委 員	木内 笛子	高崎市立六郷小学校 教頭
	塚越 英男	高崎市立塚沢中学校 教頭
	浦野 梓	高崎市立中居小学校 教諭
	高橋 智	高崎市立下里見小学校 教諭
	松井 元樹	高崎市立吉井小学校 教諭
	須藤 智巳	高崎市立佐野中学校 教諭
	花岡 芳幸	高崎市立倉渕中学校 教諭
	新井 瞳	高崎市立箕郷中学校 教諭
	稲木 智宏	高崎市立高崎経済大学附属高等学校 教諭

編 集 協 力

大澤 好則	高崎市教育委員会学校教育担当部長
依田 哲夫	高崎市教育委員会学校教育課長
高橋 祐樹	高崎市教育委員会学校教育課長補佐
上村 英之	高崎市教育委員会学校教育課指導担当係長
庄司 崇彦	高崎市教育委員会学校教育課指導主事
町田 佳文	〃
山田 芳紀	〃
中原 靖友	〃
岸 麻里	〃
渡辺 潤	〃
吉田 美香	〃
石原 敬久	〃
三澤 哲彦	〃
藤原 純平	〃
黛 哲雄	〃
堀越 直輝	〃
町田 学	〃
星野 浩	〃

「学校におけるいじめ防止プログラム（令和5年度改訂版）」は、「学校におけるいじめ防止プログラム（平成24年作成）」「学校におけるいじめ防止プログラムSNS編（平成27年作成）」を基に、法令や調査結果等を反映し、作成したものです。「学校におけるいじめ防止プログラム（平成24年作成）」の著作権は、「教育未来研究所」（商標登録第5404072号）に帰属します。



令和4年度いじめ防止ポスター
高崎経済大学附属高等学校芸術コース
山田 莉子さんの作品